

令和6年度

学 校 監 査 報 告 書

袖ヶ浦市監査委員

監査結果報告

監査の概要

袖ヶ浦市監査基準及び全国都市監査委員会の都市監査基準に準拠して、地方自治法第199条第1項及び第4項による定期監査並びに同条第2項による行政監査の一環として、学校監査を次のとおり実施した。

なお、全国都市監査委員会は、監査委員制度の円滑な運営と健全な発展を図ることを目的とした全国の市等の監査委員で構成される組織であり、監査委員が監査等を実施する際によるべき基本事項等を規定した都市監査基準を定めている。

1 監査の対象

◇ 市立小中学校

昭和小学校、蔵波小学校、長浦小学校、長浦中学校

2 監査の着眼点

(1) 定期監査

市立の小学校及び中学校の事務に関して、関係法令が遵守されているか、現金・備品の管理、その他校長の権限に係る財務等に関する学校事務の執行が適正かつ効率的に行われているかに主眼を置き、想定されるリスクに応じた着眼点を設定し、監査を実施した。

(2) 行政監査

対象となる事務事業のうち事前監査を基に、監査の必要性及び効果を判断して対象事業を選定するとともに、効率性、経済性及び有効性の観点に立って必要な着眼点を設定し、監査を実施した。

なお、監査を実施する前に、過去の監査結果等を参考にリスク評価を行い、重点監査項目を設定した。その主な項目は次のとおりである。

- ① 経費の設計・見積もり時に十分な精査が行われているか。
- ② 物品購入等において、契約を恣意的に分割していないか。
- ③ 学校で保管する現金、郵券、報償物品、通帳、備品、理科教材用薬品及び関係諸帳簿等は適正に管理されているか。
- ④ 各種マニュアル等の整備及び運用は適正に行われているか。

3 監査の主な実施内容

関係書類及び関係帳簿類を調査し、関係職員の説明を受けるとともに、必要により現地調査を実施した。

4 監査の実施場所及び期間

(1) 事務局による事前監査

令和6年12月19日及び令和7年1月16日に、対象校の事前監査を実施し、関係資料及び帳簿類の確認並びに提出された監査資料に基づき、関係職員から説明を徴取した。

(2) 監査委員監査

令和7年1月29日に、対象校において事前監査の結果を踏まえ所管事務事業に関して関係職員から説明を徴取し、監査を実施した。

5 監査の範囲

令和6年度事務事業

ただし、必要と認めたときはこれ以外の期間についても範囲とした。

6 監査の結果

監査対象となった事務事業は、計画的に執行されており、事務手続きが法令や規則に則り、おおむね適正かつ効率的に執行されていることが認められた。

また、児童・生徒の安全な学校生活を第一に学校運営が行われていた。